国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の四」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

動

0

実施、

を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従

V)

先端的区域デー

タ活

用

事

業

活

動

 \equiv 先端的区域デー タ活用 事業活 動 の実 施の促進を図るべき区域において、 先端的区域デー タ活用 事業活

を実 施する主体 -の情! 報システムと区域デー タ (当該区域に関するデー タ (電磁的記 録 (電子 的 方式 磁

気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。) に記 録 され

それがあるものを除く。)をいう。 以下同じ。)であって、 先端的区域データ活用事業活動 の実施 に活

た情報

(国の安全を損ない、

公の秩序の維持を妨げ、

又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるお

用されるものをいう。 以下同じ。) を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するため の基

盤を整備するとともに、 区域データを、 収集及び整理をし、 先端的区域デー タ活用事業活動を実施する

主体に提供する事業 (以下「国家戦略特別区域デー タ連携基盤整備事業」という。

第二条第三項中「第十条」の下に「、第二十八条の四及び第三十条第一項第七号」を加え、 「第二十五条の六」に改め、 「この項」の下に「及び第二十八条の四」を加え、 同条中第五項を第六項 「第二十五条

4 この 法律において 「先端的区域デー タ活用事業活動」とは、 官民データ活用推進基本法 (平成二十八年

第三項の次に次の一項を加える。

とし、

第四

項を第五項とし、

法律第百三号) 第二条第二項に規定する人工知能関連技術、 同 条第三項に規定するインターネット オブ

他 の従 ングス活用関連技術 来 0 処理量に比して大量 同条第四 $\overline{\mathcal{O}}$ 情報の 項に規定するクラウド 処 理を可能とする先端的 コ ンピュ な技術を用 ーテ イング・ 7 て役務の サー \mathcal{O} F, 価 値 ス 関連 を高 め、 技 公術その 又は

その新たな価値を生み出すことにより新たな事業の 創出又は事業の革新を図る事業活動 (第三十七条 \mathcal{O} 八

に 実施主体から区域データの提供を受け、当該区域データを活用して、 おいて 「先端的技術利用事業活動」という。)であって、 国家戦略特別区域データ連携基盤整備 当該事業活動の対象となる区域内の 事業 \mathcal{O}

住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るものをいう。

第八条第九項中「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第十条第二項中 「第二条第二項第二号」 の下に「及び第三号」を加え、 「第二十五条」を「第二十五条の

六」に改める。

項の 若しくは虚偽の答弁」 同 項第六号中 第十三条第一項中「第九項第二号」を「第十三項第二号」に改め、 規定による検査を拒み、 又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一 「前項」 を を加 「第九項」に、 え、 妨げ、 同号を同項第七号とし、 若しくは忌避し、 「又は」を「若しくは」に改め、 若しくは同 同項第五号中 項の 同条第九項中「取り消す」を「取 規定による質問に対して答弁をせず、 第五 $\overline{\mathcal{O}}$ 項又は第七 報告」 部の停止を命ずる」に改 の下に「をし、 項 を 「第六項又は 又は り消 め、 同

第八項」 に改め、 業者が第四項各号 同号を同 項第六号とし、 (第三号を除く。 同]項第四 のい |号の次に次の一号を加 ずれかに該当するに至ったとき。 える。

第十三条第九項に次の一号を加える。

五.

認定

事

八 認定事業者が前項又はこの項の規定による命令に違反したとき。

せ、 に供する施設その 第十三条第九項を同条第十三項とし、 若しくは関係者に質問させる」に改め、 他 の施設に立ち入り、 認定事 同条第八項中 同項を同条第九項とし、 業の実施状況若しくは設備、 「求める」を「求め、 同項の次に次の三項を加える。 帳 又はその職員に、 簿書類その他 の物件を検査さ 認定事 業 の用

らない。

11 第九 項 の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 都道 府県知事 すは、 認定事業者が行う認定事業が第一 項の政令で定める要件に該当しなくなったと認める

ときは、 当該認定事業者 に対し、 当該 認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきこと

を命ずることができる。

第十三条第七項中 「第五項ただし書」 を 「第六項ただし書」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同 条中 第六

項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 同条第四項中 「第九項に」を 「第十三項に」に、 第 八項及び第九

項第三号」を「以下この条」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、 特定認定を受けることができない。

心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者とし

て厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三項(第一号及び第二号に係る部分を除く。)の規定により特定認定を取り消され、その取消し

0 日から起算して三年を経過しない者(当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては

当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して三年を経過

ないものを含む。)

兀 禁錮以上の刑に処せられ、 又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金

0 刑 に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過

ない者

五. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定す

る暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者 (第八号にお

いて「暴力団員等」という。)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である

場合にあっては、 その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であって、 その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるも

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十三条に次の三項を加える。

14 前項 の規定による命令に違反した場合には、 当該違反行為をした者は、 六月以下の懲役若しくは百万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 次の 各号の いずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同 項の規定による検査を拒 み、 妨げ

若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をしたと

き。

二 第十二項の規定による命令に違反したとき。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前二項の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

第二十五条の次に次の見出し及び五条を加える。

革 新的、 な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等 の特 例

第二十五条の二 域 げ 形 む。 に 展 機 術を含む。 たときは、 X 掲げ 号) 計 る行為をも含むものに限る。 に 遠隔 域 成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、 即 革 同 画 第二条第二十二項に る行為を含むもの 新 項 応 操 (以 下 12 作 L 的 内 閣 記 技術実 た高・ お 第三十七条の七 自 į١ 動 「技術実 国家戦 て同 府令で定めるところにより、 度 操 な産 縦 証 Ü 関 事 証 業 業 係 略 技術 電 区 特別区域会議は、 (同号ホ (国家戦 域 の有効 波技 第一 規定する無人航 計 (特 項に 以下 術を含む。 画 略 に掲げる行為を含むものにあっては、 性 殊 特別 の実 おい という。 仕 「技術実証」という。 様 証 自 て同じ。)、 区域内にお 第三十 のうち 空機をいう。 第八条第二項第二号に規定する特定事業として、 動 しに 認定技術実証区域計 車 等心 七条 ついて、 産 いて、 業 用 無 \mathcal{O} 関 \mathcal{O} 七第 玉 係 以下 人航 自 内 際 電 空機 閣 同 を行う事業をいう。 競 波 動 項に Ü 総 争 技 車 理大臣 力 術 画 0 (航 0 お 自 及 (当該認定を受けた技術実証 空法 次項第三号イか U 強 1 \mathcal{O} 動 無人航 化 て同 遠 \mathcal{O} 同号イからニまでの 運 転 及び 隔 認定を申 昭昭 ľ 操 (自動 流空機応E 国際的 作又 和二十七 以下同じ。 -請 その 車自 は らホま 自動 な経 用 Ļ 二年法律的 関 他 動 その 済 係 操 運 \mathcal{O} ζ, 国家戦 で 活 電 技 縦 転 を定め ず 第二 認 0 関 波 術 動 無 ĥ 区 革 係 定を受け 技 1 \mathcal{O} 百三十 域 ず 拠 略 術 人 電 カン 新 た 点 特 計 に n を含 航 波 \mathcal{O} 区 空 技 莂 掲 画 カン \mathcal{O} 進

(第九条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)に実証事業者(

技術実証 の実施主体である事業者をいう。 以下同じ。)として定められた者に対し、 次に掲げる事項を記

載した書面を交付するものとする。

当該認定技術実証区域計画 (国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。 第十四項及び

第十六項において同じ。)の内容

道路運送車 両法 (昭 和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項の規定による技術基準 (次項第

三号イ及び第七項において「装置基準」という。)のうち第七項 (第十四項において準用する場合を含

む。次条第二項において同じ。)の規定により指定されたもの

第十項 (第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の四第一項において同じ。

)の規定により定められた条件

兀 第十三項 (第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の六第三項第一号におい

て同じ。)の規定により定められた条件

2 技術実証区域計画には、 第八条第二項第四号に掲げる事項として、 次に掲げる事項を定めるものとする。

- 実証 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- 二 技術実証の目的及び方法
- 三 技術 実 証に含え ま れる次のイ か らホまでに掲げる行為の区分に応じ、 当 該 イからホまでに定める 事 項
- 1 特 殊 仕様 自 動 車 (道 路 運送 車 両 法第二条第二項 に規定する自動 車であっ て、 装置: 基準 \mathcal{O} 部 12 適 合
- L な 1 ŧ \mathcal{O} を いう。 以下この条及び 次条にお 1 て同じ。 を同法第二条第五 頑に 規定す Ź 運 行 (次条
- 第二項 に お 1 て単に 運 行」という。 \mathcal{O} 用に供する行為 (以下この条及び次条におい 7 特 殊 仕

様

自動車運行」という。) 次に掲げる事項

- (1) 特殊仕様自動車運行を行う場所及び期間
- (2)特 殊仕 様 自 動 車 運 行 に 使用する 特殊 仕 様 自 動 車の車名及び型式並びに当該特殊仕様自動車 の車台

番号(車台の型式についての表示を含む。)

- (3) 当該特殊仕様自動車の使用の本拠の位置
- (4) 当該特殊仕様自動車が適合していない装置基準
- (5)当該 特 殊仕様 自 動 車 - の装置 又は 特 殊仕様 自 動 車 運 行 の方法であって、 (4)の装置基準 に係る機 能 を

代替するもの

口

道路 (道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。 第十

する自動車 (②及び次項において単に 「自動車」 という。)を走行させる行為のうち、 同法第七 十七 項において同じ。)において遠隔操作を行いながら自動運転

の技術を用

いて同条第一項第九号に規定

条第 項第四号に規定する行為に該当するもの (以下この条及び第二十五条の 匹 第 項にお () 7 「遠

隔自動走行」という。) 次に掲げる事項

- (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
- (2)遠隔自動 走行に使用する自 動車を特定するために必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事 項
- (3) 遠隔自動走行の方法 (緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を

含む。)に関する事項

- (4) 遠隔操作を行う者に係る事項
- 航空法第百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為

を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

= 航空法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛

行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定

するために必要な事項

ホ 実験等無線 局 (電 波法 昭 和二十五年法律第百三十一号) 第四 条の二第二項に規定する実験等 無線

局 を 1 V. 自 動 車自 動 運 転 関 係 電波 以技術、 無人航空機遠隔操 作 自 動 操 縦関 係電 波 以技術、 特 殊 仕 様 自 動

車 等応用関 係電 波技 術 又は 無人航空機 応用関 係 電 波 技 術 \mathcal{O} 有 劾 性 \mathcal{O} 実証 を行うため \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 以

下この条及び第二十五条の六に お į, て同 ľ を開設 これ を 運 用する行為 次の (1)から(3)までに

掲げ る実験等 無線 局 の区分に応じ、 当該(1)から(3)までに定め る 事 項

(1)②及び③に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項

(i) 当該行為を行う期間

(ii 通信の相手方及び通信事項

(iii) 電波法第六条第 項第七号に規定する無線設備 (以下この条及び第二十五条の六において単に

無線設備 という。 の設置場所 (移動する実験等無線 局 にあっては、 移動範囲 囲。 第二十五 条

の六第二項第一号において同じ。)

 (i_{V}) 使用する電波法第二条第一号に規定する電波 (②) 及び第二十五条の六において単に「電波

という。) の型式並びに周波数及び空中線電力

(vi) (v)無線設備 の工事設計

運用開始 の予定 期日

(vii)他の 電波法第二条第五号に規定する無線局 (以下この条において単に 「無線局」 という。)

0

同 E 法第十 日 四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二十三第一 項の登録人 (2) (vii) 及び第十

六項において「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に

関する契約を締結しているときは、その契約の内容

(2)電波法第二十七条の二に規定する特定無線局 (3)及び第十二項第四号において単に

という。) (同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。) である実験等無線局 次に掲げる

「特定無線局

事項

(i) 当該行為を行う期間

- (ii) 通信の相手方
- (iii) 使用する電波の型式並びに周波数及び空中線電力
- (i_{V}) 無線設備 の工事設計
- 電波法第二十七条の三第 項第六号に規定する最大運用数
- (vi)(v)電波法第二十七条の三第 項第七号に規定する運 用開 始 の予定期日
- (vii)他の (無線 局 の免許・ 人等との間で混信その他の 妨害を防 止するために必要な措置に関する契約を

締 結 しているときは、 その契約 \mathcal{O} 内 容

(3) 特定無線 局 (電波法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。 である実験等無

線局 次に掲げる事項

- (i) (2i)からivまで、iv及びivに掲げる事項
- (ii) 無線設備を設置しようとする区域

兀 安全確保上、 環境保全上、 社会生活上その他の支障を生ずることなく技術実証を行うために遵守すべ

き事 項

五 その他技術実証の実施のために必要な事項

3 第一項及び前項第三号ホにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところ

による。

自 動 車 · 自動 運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車 に開設する無

線局又はこれらの無線 局 を通り 信 の相手方とする無線局 (電波法第六条第一 項第四号イに規定する人工 衛

星局 同号口 に規定する船舶 \mathcal{O} 無線局 船舶: 地 球局、 航空機 \mathcal{O} 無線 局 及び 航 空機 地 球 局並 びに同り

でに お いて「人工衛星局等」という。)を除く。)に係る技術であって、 特殊仕様自動車 運行 又は 遠隔

自動走行に用いるものをいう。

項に

規定する基幹放送局

(第十二

一項第四

一号にお

1

て単に

「基幹放送局」

という。)

(次号か

`ら第|

匹

一号ま

無人航空機遠隔操作 自動操 縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局又は当該無線局を通信 の相

手方とする無線局 (人工衛星局等を除く。)に係る技術であって、 前項第三号ハ又はニに掲げる行為に

用いるものをいう。

三 特 殊仕様自動車等応用関係電波技術 特殊仕様自動車又は遠隔自 動走行に使用する自動車を用 いる事

業活動に用いる無線局 (人工衛星局等を除く。) に係る技術 (第一号に規定する自動車自動運転関係電

波技術を除く。)であって、総務省令で定めるものをいう。

兀 無人航空機応用関係電波技術 無人航空機を用いる事業活動に用いる無線局 (人工衛星局等を除く。

に係る技術 (第二号に規定する無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。) であって、 総務

省令で定めるものをいう。

4 国家戦 略 特別 区 域 会議 は、 技術実証 区 域計画を定めようとする場合において、 当該技術実 証 区域 計 画に

係る技術 実 証が次 0 各号に掲げる行為の () ずれかを含むものであるときは、 当該 技術 実証! 区 域 計 画に 0

て、 あら かじめ、 それぞれ当該各号に定める者に協議 Ĺ その同意を得なけ ればなら ない。

特殊仕 様自動車運行 特殊仕 様自動 車 運行に使用する特殊仕 様自 動車 の使用の本拠の位置を管轄する

地 方運輸局長 (以下この条及び次条において「管轄地方運輸局長」という。)

遠隔 自動走行 第二項第三号口(1) の場所を管轄する警察署長 (当該場所が同 一の都道府県公安委員会

の管 理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、 そのいずれかの場所を管轄する警察署長。 以

下この条において「所轄警察署長」という。

三 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為 国土交通大臣

四 第二項第三号ホに掲げる行為 総務大臣

5 国家戦略特別区域会議は、 技術実証区域計画を定めようとする場合において、 必要があると認めるとき

は、 実証 .事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、 資料の提供、 説明その他必要な

協力を求めることができる。

6 第四項各号に定める者は、 国家戦略特別区域会議に対し、 同項の同意をするか否かの判断をするために

必要な情報の提供を求めることができる。

7 管轄 地 方運輸局長は、 特殊仕様 自 動車 運行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議

が あった場合において、 当該協議に係る技術実証区域計画に従って特殊仕様自動車運行を行うならば保安

上 又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、 同項の同意をするとともに、 装置

基準のうち当該特殊仕様 自動車にあっては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。

8 管轄 地 方運 輸 局長は、 第四項 O同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、 あらかじめ、 玉

土交通大臣の承認を受けなければならない。

9

所轄警察署長は、 遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場

当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、

同項の同意をするも

のとする。

合において、

当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

当該遠隔自動走行が次項の規定により定められる条件に従って行われることにより交通の妨害となる

おそれがなくなると認められるとき。

当該遠隔自 動走行が現に交通 の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められ

るとき。

10 所轄警察署長は、 第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、 当該同意に係る遠隔

自 動走行が前項第一号に該当する場合を除き、 当該遠隔自動走行について、道路における危険を防止 Ļ

その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を定めることができる。

11 国土交通大臣は、 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証 区域計画についての第四項の規定

による協議があった場合において、 当該協議に係る当該行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水

上 の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、 同項の同意をするものとする。

12 総務大臣は、 第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議

が あった場合において、 当該協議に係る当該行為が次の各号のいずれにも適合しているときは、

同項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

同

意をするものとする。

号の 当該 1 ず 行為に係る実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者が電波法第五条第三項各 ĥ かに該当する者でないこと。

する無線 第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局にあっては、 設備 の工事 設 計 . が電 波法第三章に定める技術基準に適合すること。 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようと

線局に係るものにあっては同法第二十七条の四第一号の規定に適合すること。 局に係るものにあっては電波法第七条第一項第二号の規定、第二項第三号ホ②又は③に掲げる実験等無 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする周波数が、 第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線

兀 第四号の総務省令で定める無線局 前三号に掲げるもののほか、 第二項第三号ホ①に掲げる実験等無線局にあっては電波法第七条第 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準、 第二項第三号ホ(2)又は 項

- (3)K · 掲 げる実験等無線 局にあ っては同法第二十七条の四第三号の総務省令で定める特定無線局 の開 設 0
- 根本的基準に合致すること。
- 13 総務大臣 は、 第四 項 0 同 意をする場合において、 必要がな あると認めるときは、 当該 同意に係る第二項第
- 三号ホ に 掲げる行為について、 条件を定めることができる。 この場合におい て、 その条件は、 技術 実証 を
- 行う者に 不当な義務を課することとならない ものでなければ ならな
- 14 第四 項 か 5 前 項 ま で 0 規 定は、 認定技 術実 証 区 域 計 画 \mathcal{O} 変更に つい て準 甪 する。

15

道

路

交通

法第一

百十四

条

の三の

規定

はこ

0

条に規定する所

轄警察署

長

の権

限

に

0

1

て、

航空法第百三十七

- 条第一 項及び 第二 項 の規定 はこの条に規定する国土交通大臣 0) 権 限 に つい て、 電波法第百四条 の三第 項
- 0 規定はこの条に規定する総務大臣 の権限について、 それぞれ準用する。
- 16 国家 戦 略 特別 区 域 会議 は、 第二項第三号ホに掲げる行為に係 る技術実証 区域計画について認定を受けた
- ときは、 速やかに、 関係する区域を管轄する総合通 信局 長又は 沖 縄 総 合通 信 事 務所長、 関 係 す る地・ 方 公 共
- 団体、 関 係する無線 局 \mathcal{O} 免許 人等及び関係する電波法第 五 十六条第 項の 規定により指定され た受信 設 備
- を設置し ている者に対し、 当該認定に係る認定技術実証 区域計 画 の内容その 他当該技術実証 0 適 正 な実施

の確保のための連携に必要と認める事項を通知するものとする。

17 項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、 内 閣 総理大臣は、 第十一条第一項の規定によるほか、 認定技術実証 区域計画に定められた事項又は第十 当該 認定 技術 実

証 区域 計画に係る認定を取り消すことができる。 この場合においては、 同条第二項及び第三項 の規定を準

用する。

18 内 閣 総 理大臣は、 技術実証 区域 計画 \mathcal{O} 認定をしたとき、 又は第十一条第一 項若しくは前 項 の規定による

認定 \mathcal{O} 取 消 しをしたときは、 遅滞なく、 その旨を当該 技術実 証 区域 計 画に係る第四 項各号 (第十四 項 E お

第百三十七条第一 項及び第二項又は電波法第百四条の三第一項の規定により当該者の権限を行う者を含む

。)に通知しなければならない。

1

て準用する場合を含む。)

に定める者

(第十五項において準

用する道路交通法第百十四条の三、

航

空法

19 国家戦 |略特別| 区域会議 は、 技術 .実証区域計画について認定を受けたときは、 当該認定に係る認定技術実

証 区域 計 画に係る第十二条 の規定による評価に資するため、 当該 認定 技術実 証 世 区域計 で 画に係る技術 実証 に

関 l 優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

20 技術実証評価委員会は、 前項に規定する技術実証の実施の状況について評価を行い、 これに関し必要と

認められる意見を国家戦略特別区域会議に述べるものとする。

第二十五条の三 条 別区域法第二十五条の二第七項の規定により指定されているものを除く。」とするほか、 定されてい の 二 と 項中 に使用される特殊仕様 一第七 「次に掲げる装置に 技 術 るものを除く。)」と、 項 基準」 (同 認定技術実証区域計画に従って行われる技術実証 条第十 とあ 匹 る のは つい 自動 項 E て、 車に お 「技術 *(*) 同法第四十六条中 て準 っつい 国土交通省令」 基 用する場合を含む。 進 ての道路運送車両 (国 [家戦 とある 略 特 「技術 別 法 区 \mathcal{O} 基準 域 は 第四十六条にお の規定の適用については、 法 「次に 平 (特殊仕様自動車運行を含むものに限る とあるのは 成二十五 掲げる装置に 7 て同じ。 年法律第百 「技術基準 つい ての 同法第四 [七号) \mathcal{O} 必要な技術 規定に 玉 国 1土交通 第二十五 家 十一条第 戦 ょ 的読 省令 ŋ 略 指 特

2 公害防 ったときは、 管轄地· 止 方運輸品 その 他 当該特殊仕様自動車に係る前条第七項の規定による指定を取り消すものとする。 \mathcal{O} 局長は、 環境保全上の支障が生じてい 前項に規定する特殊仕様自動車が運行の用に供されることにより保安上若しくは ると認め、 又はこれらが生ずるおそれがあると認めるに至

替えは、政令で定める。

3 管轄 地 方運輸局長は、 前項の規定による取消しをしたときは、 遅滞なく、 内閣総理大臣及び当該特殊仕

様 自動 車 運行に係る実証事業者として認定技術実証区域計画に定められた者 (次項において 「運行者」 لح

いう。)に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二 項 \mathcal{O} 規定による取 消 しは、 前 項の 規定による通知が運行者に到達した時 からその効力を生ずる。

第二十五 条 \mathcal{O} 几 認定技術 術 実証 区域 計 画 に 実 証 事業者として定めら れた者が当該 認定技 術 実 証 区 域 計 画 に従

0

て行う遠

隔

自

動

走行に

つい

ては、

第二十五

条の二第九項

(同

条第十

匹

頃に

お

1

て準

甪

する場合を含

 \mathcal{O} 規定に よりさ れ た同 [条第四 項 (同 条第十 应 項にお いて準用する場合を含む。 \mathcal{O} 同 意を道 路 交通 法 第

七十七条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による許可 と、 当 該者を当該許可を受けた者と、 当 該 認定技術実証 区 域 計 画 に 定 8

られ た遠隔 自動走 行 の期間を当該許可の期間と、 第二十五条の二第十項の規定により定められ た条件を 同

法第七十七条第三項 の規定により当該許可に付された条件と、 当該認定技術実証 ||区域計画に係る第二十五

条の二第 項の 書 面 (同項第一号 (遠隔自 動走行に係る部分に限る。) 及び第三号に係る部 分に限る。)

を当該 許 可 に係る同 法第七十八条第三項 の許可証とそれぞれみなして、 同 法 \mathcal{O} 規定を適用する。 この場合

に お į١ て、 同 !法第七十七条第七項中 「又は第五項の規定により当該許可が 取り消されたとき」とある のは

変更 に という。) 七号)第二十五条の二第二項第三号ロに掲げる遠隔自動走行 しくは同 規定する国家戦 第五 (同 法 法第八条第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動 項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百 第十 に係る同条第一項に規定する認定技術実証区域計 略 条第一 特 莂 項若しくは 区域革 新 的 第二十五条の二第十七項 技術実証事業を定めないこととするものに の規定により認定が取り消されたとき」とす 画について、 (以下この項において単に 走行に係る同法第二十五条 同法第九条第一項 限る。 \mathcal{O} 「遠隔 認 定が 0 自 の二第一 規定による 動 あ り、 走 行」 若 項

2 第二十五条の五 は、 該 う警察官を含む。) 条第五項の規定による取消しをしたときは、 認定技術実証区域計 道 路交通法第七十七条第 該 認定の 日において、 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証 は、 画に従って行う当該行為について、 前項の規定によりみなされた同法第七十七条第一項の 項に 当該認定に係る認定技術実証区域計 規定する所轄警察署長 遅滞なく、その旨を内閣 (同法第百十四条の三の規定によりその権 航空法第百三十二条ただし書の規定による許 画に実証 総理大臣に通知しなければならない。 事業者として定めら 区域 規定による許 計 画 \mathcal{O} 認定が 可につ れた者 あったとき 7 限 を行 が 7 .. 当 可 同

るほ

か、

必

要な技

術的

読

替えは、

政令で定め

る

があったものとみなす。

2 証 \mathcal{O} 区域 日において、 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、 計画に従って行う当該行為について、 当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術 航空法第百三十二条の二ただし書の承認があったものとみな 当該認定

す。

第二十五条の六 ばならない。 を含む。 第一号、第三号、 として定められた者に対し、 するものを除く。 項を指定して同法第十二条の免許を、第二十五条の二第二項第三号ホ⑵に掲げる実験等無線局にあっては 号、 第三号、 以下この条において同じ。) この場合においては、 第六号及び第七号に掲げる事項を指定して同法第二十七条の五第一 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証 第五号及び第六号に掲げる事項を、 があったときは、 同号ホ①に掲げる実験等無線局にあっては第一号から第四号までに掲げ 第二十五条の二第二項第三号ホ⑴に掲げる実験等無線局に係る当該指 は、 総務大臣 速やかに、 (電波法第百四条の三 同項第三号ホ(3)に掲げる実験等無線局にあっては 当該認定に係る認定技術実証区 第一項の 区域計画の認定 規定による委任を受け 項の免許を与えなけれ |域計| 画に (次項 実証 へに規定 事 る事 業者 第

定は同法第八条第一項の規定による指定と、同号ホ②又は③に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法

第二十七条の五第一項の規定による指定とみなして、 同法の規定を適用する。

- 一電波の型式及び周波数
- 電波法第八条第一項第三号に規定する識別信号 (次項第二号において単に「識別信号」という。)
- 三 空中線電力

兀 電波法 ..第六条第一項第六号に規定する運用許容時間 (次項第二号及び第三項第四号にお いて単に 運

用許容時間」という。)

五. 電波法第二十七条の五第一項第三号に規定する指定無線局数 (次項第二号において単に 「指定無線局

数」という。)

六 電波法第二十七条の五第一項第四号に規定する運用開始の期限

七 無線設備の設置場所とすることができる区域

2 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画 \bigcirc 認定 (第九条第一項の変更の認

定であって、 実験等無線局 (前項の規定により免許を受けたものに限る。 以下この条において同じ。)に

係る次の各号に掲げる変更に係るものに限る。)があったときは、 総務大臣は、 速やかに、 当該各号に定

める処分をしなければならない。

通 信 の相手方若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更(第二十五条の二第二項第三号

ホ (1)に掲げる実験等無線局にあっては、 電波法第九条第一 項ただし書に規定する総務省令で定め る軽 微

な事 項に係るものを除く。 の エ 事に係る変更 同法第十七条第 項又は第二十七条の八 第 項 0 許 可

識 別 信号、 電波 の型式、 周波数、 空中線電力、 運用許安 容 時 間、 指定無線局 数又は 無線設 備 \mathcal{O} 設 置

所

とすることができる区域 の変更 電波法第十九条又は第二十七 条 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 規定による指 定 \mathcal{O} 変更

総務大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 遅滞なく、 その旨を内閣総理大臣に通知しなけれ

ばならない。

3

第二十五条の二第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたと認めるとき。

電波法第七十一条第一項の規定により実験等無線局 の周波数又は空中線電力の指定の変更をしたとき。

 \equiv 電波法第七十二条第 項の規定により実験等無線局 に対して電波の発射の停止を命じたとき。

兀 電波法第七十六条第一 項の規定により実験等無線局 の運用の停止を命じ、 又は実験等無線局に係る運

用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限したとき。

五. 電波法第七十六条第四項、 第五項又は第七項の規定により実験等無線局の免許を取り消したとき。

4 総務大臣は、 次の各号のいずれ かに該当するときは、 実験等無線局の免許を取り消すことができる。

第九条第一項の規定による認定技術実証区域計画の変更 (第八条第二項第二号に規定する特定事業と

して第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略 特別区域革新的技術実証 事業を定めな

いこととするものに限る。)の認定があったとき。

第十一条第 項又は第二十五条の二第十七項の規定により認定技術実証区域計画 (第八条第二項第二

号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革 新

的技術実証事業を定めたものに限る。)の認定が取り消されたとき。

第二十七条の二中「同項第二号に掲げるもの」の下に「のうち第二十八条第一項に規定する利子補給契約

に係る貸付けを受けて行われることその他の内閣府令で定める要件に該当するもの」を加える。

第四章中第二十八条の次に次の三条を加える。

(国の機関等に対するデータの提供の求め)

第二十八条の二 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であ

内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて

内閣 理大臣の確認を受けたもの (以下この条及び次条において単に 「実施主体」という。) は、 先端的

区 「域デー タ活用事業活動 の実施 に活用するため、 国の機関又は公共機関等 (独立行政法人通則法 (平成十

年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるも のを

う。 以下この条にお いて同じ。) の保有するデータであって区域データとしての活用が見込ま ħ るも のを

必要とするときは、 内閣 府令で定めるところにより、 内閣 総 理大臣に対し、 当該データの 提供を求

とができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、 当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、

当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、 遅滞なく、 当該データを

当該求めをした実施主体に提供するものとする。

当該データ \mathcal{O} 収集が、 前項 \bigcirc 国家戦 略 特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用

業活動の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

- 当該データの提供が、 他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
- \equiv 当該データを提供することにより、 公益を害し、 又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼ

すおそれがないものであること。

3 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による求めを受けた内閣 総理大臣は、 前項に規定する場合において、 当該求めについ て同

項各号に · 掲 げる事 由 \mathcal{O} **\ ず れかに該当しない と認めるときは、 遅滞なく、 当該求めに応じた提供を行わな

旨及びその 理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 第 項 \hat{O} 規定による求めを受けた内閣 総理大臣は、 当該求めに係るデータをその所管する公共 機 関等、

他 めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、 この関係 行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、 遅滞なく、 当該データを保有するその 当 該 求

所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長 (その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当

該 他 の関係行政 機関の長を含む。 次項において同じ。)に対し、 当該データの提供を要請するとともに、

その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

5 第一 項の 規定による求めを受けた内閣総理大臣は、 前項に規定する場合において、 当該求めが第二項第

公共機関等又は他 号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、 の関係行政機関 の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該 遅滞なく、 当該求めに係るデータを保有するその所管の 求 8

をした実施主体に

通

知するものとする。

6 なく、 る場合に 第四 当該 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ おいて、 求めに係るデー 規定による要請を受けた関係行政機関の長は、 当該求、 めについ タを当該求めをした実施主体に提供するとともに、 て第二 項各号に掲げる事 当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有す 由 \mathcal{O} 1 ず れにも該当すると認めるときは、 内閣 総理大臣にその旨 を通 遅滞

知するものとする。

7 じた提供を行わない旨及びその理由を内 求 めについて第二項各号に掲げる事由 第四 項 \bigcirc 規定による要請を受けた関係行 のいずれかに該当しないと認めるときは、 閣総理大臣に通知するものとする。 政 機関の長は、 前 項に規定する場合において、 遅滞なく、 当該要請 当該求 めに応 に係る

ときは、 る公共機関 第四 項の規定による要請を受けた関係行政機関 遅滞なく、 等が 保有する場合にお 当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、 いて、 当該求めについて第二項第一 の長は、 当該要請に係る求めに係るデータをその所管す 号に掲げ 当該デー る事 タの提供を要請 由に該当すると認 すると める

8

ともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 求 めについて第二項第一号に掲げる事 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、 由に該当しないと認めるときは、 前項に規定する場合において、 遅滞なく、 当該要請に応じて前 当該要請に係る

0 公共機関等に要請を行 わない旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

当該

要請に係る求めについて第二項各号に

項

10

第四

項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、

掲 げる事 由 0 1 ずれにも該当すると認めるときは、 遅滞なく、 当該求めに係るデータを当該求 めをした実

施 主体に提供するとともに、 当該 公共機関等を所管する内閣 総理大臣 又は関係行政 機関 の長にその旨を通

知するものとする。

11 前項 の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、 その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

12 第四 項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、 当該要請に係る求めについて第二項各号に

揭 げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、 遅滞なく、その旨及びその理由を当該公共機関等を

所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

13 前項 の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、 その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、 遅滞なく、 その通知の内

容を当 該 通知に係る第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、 第一 項の規定による求めがあったときは、 官民データ活用推進基本法 の趣

旨にのっとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

(地方公共団体に対するデータの提供の求め)

第二十八条の三 実施主体は、 先端: 的 区域データ活用事業活動 の実施に活用するため、 国家戦略 特別 X. |域会

議に係る関係地方公共団体の保有するデータであって区域デー タとし こての活品 用が 見込まれるも 0 を必 要と

するときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該関係地方公共団体の長その 他の執行機関に 対 当該

データの提供を求めることができる。

2 前 「項の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、 当該求めについて前条第二

項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、 遅滞なく、 当該求めに係るデータを当該求め

をした実施主体に提供するものとする。

3 第一 項の 規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他 の執行機関は、 当該求めについて前条第

ない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通 項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、 知するものとする。 遅滞なく、 当該求めに応じた提供を行わ

4 タ活用 玉 家戦 推 進 略特別区 基本: 法 山域会議 \mathcal{O})趣旨 12 に係る関係地方公共団体は、 のっとり、 積極的 なデータ \mathcal{O} 第一 提供に努めるものとする。 項の規定による求めがあったときは、 官民デー

(新たな規制の特例措置の求め)

第二十八 事 ける場合において当該規制 若しくは内 政 に おける産 ようとするも ,業活; 令若しくは内 つい 条 ての法律 動を実施する主体 業の \mathcal{O}]閣府令 兀 玉 0 閣 際 の特例に関する措置又は政令等により規定された規制についての第二十六条の規定に 又はその 玉 家戦 府令・主務省令で定める政令等の特例に関する措置であって、 競争力の 主務省令の 略 が国家戦 認定を受けたも 特 の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施 強化又は 別区域会議 制定若しくは改正をする必要が 略特別区域において新たな規制 国 際的 (国家戦略特別区 \mathcal{O} な経 に 限る。 済 活 以下この条に 動 \mathcal{O} 域デー 拠点 \mathcal{O} 形 タ連 あるものをい の特 お 成を図るために、 ** \ 携基盤整備 て同 例措置 ľ \\ \\ (法律により規定され 事 この法律の改正 これらの措 は、 業を含む区域計 先端的 国 家戦 区域デー 置 略 \mathcal{O} 特 又は 適 別 画を定め タ活 た規制 X を促 を受 よる 政令 域 用 12

2 及び区 該 該 更の けて先端的区域データ活用 進することが必要となる措置を含む。 令で定めるところにより、 求め 案に 玉 家 案を作成 ĺΞ 域 戦 次項にお 係 方針 略 特別区 る先端 に即 1 位域会議 て準用す して、 的 内 閣 区域デー 総理大臣 内 は、 内 閣 る第八条第二 事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは ・タ活用・ 前項の 閣 府令で定めるところにより、 に提 総理大臣に対 事業活動を実施する区域の住民その 出するものとする。 規定による求めをしようとする場合には、 以下この条及び第三十条第一項第七号において同じ。) 項第二号から第六号ま Ļ 当該新 この場 たな規制 当該求、 でに掲 合に めに の特 お 係る区 例措置 げ 1 他の る事 て、 国家戦 域 利害関係者の意向 項を定めるに当た \mathcal{O} 整備 計画又は 国家戦略特別 略 を求めることが 特 認定区 別 区 区域 域 の適用を受 って 会議 を踏まえな 域 基 計 内 本 は は 画 方針 閣 \mathcal{O} 当 当 変 府

3 実施する先端的区域デー (第二十八条の の場合において、 第七 条第四 「項及び第五項並びに第八条第二項及び第六項の規定は、 四第 同条第二項第二号中 項に規定する新たな規制 タ活用事業活動 \mathcal{O} 「実施主体」とあるのは 内容及び当該先端的区域デー \mathcal{O} 特例措置をいう。 「実施主体並 次号にお 前項の案の作成について準用する。 タ活用事業活動を実施すると見込 いて同じ。 一びに新たな規 \mathcal{O} 適 制 の特 用を受けて 例 措

け

れ

ばならない。

まれる主体」と、 新たな規制の特例措置の内容」と、 同項第三号中「の内容」とあるのは「及び先端的区域データ活用事業活動に適用される 同項第四号中「特定事業」とあるのは「特定事業及び先端的区域デー

タ活用

「事業活動」と読み替えるものとする。

4 制 とする新たな規制 る新たな規制 された規制につい の特 第一項の 例 措置を講ずることが必要か 規定による求めを受けた内閣 \mathcal{O} 特例措置 ての特例に関する措置を求めるものである場合において、 の特例措置 の内 の内容を公表するものとする。 容を当該求めを つ適当であると認めるときは、 総理大臣は、 した国 国家戦 当該求めがその所管する法律又は政令等により規定 略 特 別 区域会議に通知するとともに、 遅滞なく、 当該求めを踏まえた新たな規 その旨及び講ずることとす 講ずること

5 新 たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、 その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。 前項に規定する場合において、 当該求めを踏まえた 遅滞な

6 たっては、 内 閣 総理大臣は、 国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。 第一項の規定による求めに係る新たな規制 の特例措置を講ずるか否かを判断するに当

7 第一 項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、 当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又

は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、 当該関係 行 政

機関の長に対し、 新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、 その旨を当該求めを

した国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

8 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による要請を受けた関係行政機関の長は、 当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置 を講ず

ることが 必要か つ適当であると認めるときは、 遅滞, なく、 その旨及び講ずることとする新たな規制 \mathcal{O} 特例

措置 |の内容を内 閣 総理大臣に通知するとともに、 講ずることとする新たな規制 \mathcal{O} 特例 措 置 \mathcal{O} 内 容を公 一表す

るものとする。

9 第七 項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、 当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置 を講

ずることが必要でないと認めるとき、 又は適当でないと認めるときは、 遅滞なく、 その旨及びその理 由を

内閣総理大臣に通知するものとする。

10 前二項 の規定による通知を受けた内閣 総理大臣は、 遅滞なく、 その通知の内容を当該通知に係る第 項

0 規定による求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

11 関係行政機関の長は、 第七項の規定による要請に係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断する

に当たっては、 国家戦略 特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

第三十条第一号中 「第二条第五項」 を「第二条第六項」に改め、 同条第九号中 「第一号から前号まで」を

前各号」に改め、 同号を同条第十号とし、 同条中第八号を第九号とし、 第七号を第八号とし、 第六号の次

に次の一号を加える。

七 新たな規制 \mathcal{O} 特 例措置 の求めに関し、 第二十八条の四第六項及び第十一 項に規定する事項を処理する

こと

第三十条に次の三項を加える。

2 会議は、 前項第七号に掲げる事務に関し必要があると認めるときは、 内閣総理大臣又は内閣総理大臣を

通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

3 会議は、 前項 の規定による勧告をしたときは、 遅滞なく、 その内容を公表しなければならない。

4 内 閣 総理大臣又は関係 行政機関 の長は、 第二項の規定による勧告を受けて講じた措置について会議 に通

知 しなければならない。 この場合において、 関係行政機関の長が行う通知は、 内閣総理大臣を通じて行う

ものとする。

第三十七条の七第一項中「小型無人機」を「無人航空機」に改め、 「対する」の下に「道路運送車両法、

を加え、 「(昭和三十五年法律第百五号)」、 (昭和二十七年法律第二百三十一号)」及び「(昭和二

十五年法律第百三十一号)」を削る。

第三十七条の七の次に次の一条を加える。

(情報システム相 互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助)

第三十七条の八 国は、 先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、 国家戦略特別区域において、先

端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデー

タを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、 当該基盤に

係る規格の整備及び互換性の確保に関する情報の提供、 相談、 助言その他の援助を行うものとする。

別表の十三の項の次に次のように加える。

	十三の二
	国家戦略特別区域革新的技術実証事業
条の六まで	第二十五条の二から第二十五

附則

(施行期日)

第 一 条 この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、 先端的技術利用事業活動 (この法律による改正後の国家戦略特別区域法 (以 下 「新法」と

第二条第四項に規定する先端的 技術利用事業活動をいう。 以下この条において同じ。) の実施

促進を図ることの重要性 に鑑み、 デー タ連携基盤 (新法第三十七条の八に規定する基盤をいう。 以下この

条において同じ。)

の整

備

の状況及び先端的

技術利用事業活動の実施状況を踏まえつつ、この法律の施行

後三年以内を目途として、 同一の種類の先端的技術利用事業活動が異なる二以上のデータ連携基盤からデ

タの提供を受けて実施される場合において当該先端的技術利用事業活動の円滑かつ効果的な実施 を促進

するために必要な施策について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(旅館業法の特例に係る経過措置)

第三条 新法第十三条第十三項 (第五号に係る部分に限る。) の規定は、 この法律の施行の際現に同条第四 四号、 滞在 次条に ず 代 業務を行う役員のうちに同 項第一号、第二号、 理人 以 h 施 下この条に かに該当するものに係る部分に限る。 設経 お 第六号又は第七号の (法定代理人が法人である場合にあっては、 1 て 営事 業 旧 お を行 法 いて同じ。 第四号、 って という。 項第一 1 7 第六号(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定 ずれ る者が、 \mathcal{O} 第十三条第 号から第四号までのいずれ かに該当している場合については、 1 ずれ 引き続 か に該当しているこの法律に 以下この条において同じ。) き同 項の認定を受け その役員を含む。 \mathcal{O} 事 実により かに該当する者があるも て同項に規定す 新 法 この法律の施行の日から起算して三 第十三条第四 よる改正 又は第七号 が同項第一号から第四号まで る国 前 \mathcal{O} 家戦 項 玉 (法人であって、 家戦 のに係 第 略 号、 特 略 る部 別 特 別 第二号、 区 分に限 域 X 域 外 その 法 0 玉 第 人 る

、課税の特例に係る経過措置)

年を経過する日までの間

は、

適用

しない。

第四 第二十 つい 条 ての この 七 課税の 条 法 の二に 律 特例については、 \mathcal{O} 施 規定する特定 行前 に国家戦 事 なお従前の 業 略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計 (国 家戦 略特 例による。 別区域法第二条第二項第二号に掲げるものに限る。 画に定められ た旧法 に

理由

産 業の 国際競争: 力 0 強化及び 国際的な経済活動 \mathcal{O} 拠点の形成に関する施策の総合的 かつ集中的な推 進を図

るため、 国家戦 略 特 別 区域 外 国 人 滞 在 施設経営事業に係る欠格事 一曲等に 関する規定の 整 備、 国家 戦 略 特 別 区

域革 新 的 技術実証 事 業に係る道路 運 送 車 両 法等 \mathcal{O} 特例 措 置 0 追 加、 先端: 的 区域デー タ 活用事業 活 動 \mathcal{O} 実 施 に

活用するために必要なデー タ の提: 供 \mathcal{O} 求め 及び先端的 区域デ タ活 用 事 業活 動 \mathcal{O} 実施又はその 促 進 に 必 要な

新たな規 制 \mathcal{O} 特例 措 置 \mathcal{O} 求 \Diamond に関 する規定 \mathcal{O} 整備等 \mathcal{O} 措 置を講ずる必要がある。 これ が、 この法律案を提 出

する理由である。